



市議会・選挙・広聴・広報

市議会

市議会

議会事務局議事課 TEL 224-6067

市民の中から選挙で選ばれた代表者が、住みやすい郷土をつくるために話し合いを行っている場が市議会です。市議会では、市民の代表者である市議会議員が、重要な市政運営の方針を決定しています。

市議会のしくみ

議会事務局議事課 TEL 224-6067

①議員

市議会を構成する市議会議員は、法律によって任期4年と定められ、川越市の場合、条例によってその定数を36人と定めています。

②運営

市議会には、毎年一定の時期に開かれる定例会と、臨時に議会に提出する案件が生じたときなど、必要に応じて開く臨時会とがあります。川越市の場合、定例会は年に4回(3月・6月・9月・12月)開かれることになっています。

③本会議

本会議は全議員で構成される会議で市長が提出した条例や予算などの議案を審議し、可否を決定します。

④委員会

委員会は、本会議の運営の効率化を図るため、それぞれの分野で専門的に議案を審査します。川越市議会の委員会には総務財政・文化教育・保健福祉・産業建設の4常任委員会、議会運営委員会、必要に応じて設けられる特別委員会があります。

⑤議案

市長や議員から提出された議案(条例の制定・改正・廃止、予算、決算、重要な契約の締結など)は委員会での審査を経て、本会議で可否が決定されます。

⑥質疑・一般質問

議案に対する質問を「質疑」といいます。議員が、市政全般にかかわることについて質問することを「一般質問」といいます。

⑦請願・陳情等について

市政に関すること、意見や要望があるときは、どなたでも市議会に請願や陳情等を提出することができます。

なお、請願書を提出する場合には、市議会議員の紹介を必要とします。

請願書の作成、提出については、議会事務局にお尋ねいただくか、市議会ホームページをご確認ください。

傍聴と会議録

議会事務局議事課 TEL 224-6067

①傍聴

本会議は一般に公開されていて、議案の審議や一般質問などの様子を傍聴席からご覧になることができます。傍聴を希望する方は、市役所本庁舎7階の傍聴受付で傍聴申込書に住所・氏名を記入し、傍聴券を受け取ってから入場してください。一般席は57席、車いす席1席です。なお、傍聴に際し手話通訳を希望する方は、あらかじめ傍聴を希望する日の5日前までに議会事務局へ連絡してください。

委員会は委員長の許可により、議案等審査を傍聴することができます。傍聴を希望する方は、本庁舎6階の議会事務局で傍聴受付簿に住所・氏名を記入してください。

②会議録

会議録は、本会議や委員会での議員や市の理事者の発言をまとめたものです。情報公開コーナー(東庁舎1階)・図書館などにあります。また、市議会ホームページからも閲覧できます。

議会中継

議会事務局議事課 TEL 224-6067

市議会では、本会議および常任委員会の模様を、ライブまたは録画でインターネット中継しています。

インターネット中継については、市議会ホームページからご覧になれます。

川越市議会公式SNS

議会事務局議事課 TEL 224-6067

川越市議会公式X(旧ツイッター)およびフェイスブックにおいて、定例会、委員会の開催情報など、川越市議会に関する情報を掲載しています。

▶川越市議会
公式X(旧ツイッター)



▶川越市議会
公式フェイスブック



かわごえ議会だより

議会事務局議事課 TEL 224-6067

定例会の内容などをお知らせするため、年4回(2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)発行し、広報川越に折り込み、各世帯へ配布しています。市議会ホームページでも内容を確認できます。

▶音声版かわごえ議会だより

活字版のかわごえ議会だよりを読むことが困難な方に、かわごえ議会だよりの内容を音声(CD)でお届けします。利用を希望する方は、議事課へご連絡ください。また、直近の発行号は市議会ホームページで聴くことができます。

▶点字版かわごえ議会だより

活字版のかわごえ議会だよりを読むことが困難な方に、点字版かわごえ議会だよりをお届けします。利用を希望する方は、議事課へご連絡ください。

選挙

選挙権・被選挙権・選挙運動期間

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

選挙	選挙権	被選挙権	運動期間
市長		25歳	7日
市議会議員		25歳	7日
県知事		30歳	17日
県議会議員	18歳	25歳	9日
衆議院議員		25歳	12日
参議院議員		30歳	17日

投票

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

投票時間 午前7時～午後8時

▶選挙人名簿

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上川越市に住所がある方は、選挙人名簿に登録され、市内で投票することができます。

転入の手続き後、引き続き3か月以上川越市に住所を有しない方は、川越市の選挙人名簿に登録されませんので、市内では投票できません。ただし国政選挙と県の選挙(県内異動に限る)の場合は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地において投票ができます。

この期間の投票については、前住所地の選挙管理委員会へお尋ねください。

▶投票所入場整理券

投票所入場整理券は、各家庭に郵送します。投票日までに届かなかったり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所で申し出てください。

期日前投票

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

次のいずれかの理由(投票の際には、下記事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要)で選挙期日に投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

- レジャーや買い物などの私用で、自分の投票区の区域外にいるとき
 - 自分の投票区域内外にかかわらず、職務または業務に従事するとき
 - 病気・ケガ・妊娠などのため、歩行が困難であると予想されるとき
 - 冠婚葬祭などの用務が見込まれるとき
 - 天災または、悪天候により投票所に到達することが困難であるとき
- *市役所本庁舎では、公示日または告示日の翌日から投票日の前日まで期日前投票を実施します。市役所本庁舎以外の期日前投票の会場や期間については、選挙の都度お知らせします。

不在者投票

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

▶指定病院・老人ホームなどにおける不在者投票

病気やケガなどにより指定の病院・指定の老人ホームなどに入院もしくは入所しているとき

▶郵便などによる不在者投票

身体に重度の障害がある方または、要介護5の方で、事前に郵便投票証明書の交付を受けている方が対象

▶滞在地での不在者投票

出張や旅行などで国内の遠隔地に滞在し、川越市で投票ができないとき(事前に投票用紙等交付の請求が必要です)

点字投票・代理投票

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

身体障害などのために自分で文字が

書けない方は、係員が代わって記入します。目の不自由な方は、点字による投票ができます。投票所の係員に申し出てください。投票の秘密は固く守られます。

選挙について不明な点がありましたら、お尋ねください。

広聴

わたしの提案

広聴課

TEL 224-5011 FAX 222-5454

「わたしの提案」では市政に対する市民の皆さんの提案を受け付けています。

いただいた提案は市長自身が拝読します。

提案には、住所・氏名を明記し、市内27か所に設けてある投かん箱に投かんしてください。インターネットやファクスでも受け付けます。インターネットの場合は、市ホームページの「市政への提案」コーナーからご利用ください。

投かん箱の設置場所

川越市役所本庁舎／芳野市民センター／古谷市民センター／南古谷市民センター／高階市民センター／福原市民センター／大東市民センター／霞ヶ関市民センター／霞ヶ関北市民センター／名細市民センター／山田市民センター／川鶴市民センター／川越駅西口連絡所／中央公民館／南公民館／北公民館／高階南公民館／大東南公民館／霞ヶ関西公民館／霞ヶ関北公民館／中央図書館／西図書館／川越駅東口図書館／西文化会館(メルト)／南文化会館(ジョイフル)／総合福祉センター(オアシス)／総合保健センター

川越市オンブズマン制度

オンブズマン制度は、市民の権利・利益を守り、公正で信頼される市政を推進するため、市政への苦情や不服について、公正・中立的な立場から解決を図る制度です。

▶申し立ての手続き

市政に対する苦情で、申立人自身の直接の利害に関わるものであれば、どなたでも申し立てることができます。申し立ては、広聴課(本庁舎3階)・各市民センター・川越駅西口連絡所で配布する「苦情申立書」に、必要事項を記入し、広聴課へ郵送または直接申立書配布場所に提出してください。

▶苦情の範囲

苦情の内容は、申立人自身に直接の利害関係があり、その事実があった日から1年以内のものに限ります。なお議会に関する事項など、調査できないものがあります。申立書の記入方法や調査可能かなどの不明点はあらかじめ広聴課にお尋ねください。

広報紙

広報川越

広報室 TEL 224-5495

発行 月1回(1日)。

前月末日までに、シルバー人材センター等の受託業者が各戸へ配布しています。期日を過ぎても届かない場合は、広報室までご連絡ください。また、市ホームページ等でも広報川越の内容を確認できます。

内容 川越市の行政情報・まちの様子などをお知らせしています。

▶ひとまち

市内の出来事などを紹介するコーナーです。身近な出来事・季節の話題・珍しい活動など、皆さんからの情報をお待ちしています。

▶市民のコーナー「情報アラカルト」

情報アラカルトは、市内で活動するグループの催しなどを掲載するスペースです。原稿は、掲載を希望する広報川越の発行前々月の25日(閉庁日の場合は、翌開庁日)までに広報室(本庁舎4階)に申請してください。電子申請・郵送・ファクスでも受け付けています。たくさんの方にコーナーを活用していただくため、同一の催しの再掲載はできません。また、掲載は1年(年度)に2回までで、掲載希望が多数の場合は抽選となります。

営業目的、宗教活動、政治活動、宣伝・広告活動に当たるものなどは掲載できません。

▶写真

広報紙に掲載した写真にあなたが写っていたら、お知らせください。写真(L判)を無料で差し上げます。

▶声の広報川越

活字版の広報川越を読むことが困難な方に、広報川越の内容を音声(デイジー版・音楽CD版)でお届けします。利用を希望する方は、広報室へご連絡ください。また、市ホームページで聴くことができます。

▶点字広報川越

身体障害者手帳(視覚障害1・2級)を所有する方に、広報川越の内容を抜粋し、毎月1回、点字版広報紙をお届けします。利用を希望する方は、広報室へご連絡ください。

▶広報室における個人情報の取り扱い

広報室では、広報紙作成および資料収集などのために、取材・写真撮影などにより個人を特定できる情報の提供をお願いすることがあります。また、腕章をした広報室職員が、取材・写真撮影したものは、下記の利用目的の範囲で使用します。

広報室の個人情報利用目的は次のとおりです。

- 市の刊行物・ホームページ・SNSなどに使用
- 資料として活用
- その他の目的(報道・出版物・ポスターなどに使用)